

研究ノート

金融商品会計プロジェクトフェーズ2にみる IASBの会計基準設定の要点の変化

山 内 高 太 郎

はじめに

2008年のサブプライム・ローン問題による金融危機への対応として、2009年4月にG20首脳会合における宣言の中で国際会計基準審議会（IASB）の金融商品会計基準が問題とされた。G20の要請は、景気循環増幅効果の緩和、発生損失モデルによる貸倒引当金の見直し、国際的に単一の会計基準の作成といったことであったが、このうちとくに問題とされたのは発生損失モデルによる貸倒引当金の見直しであり、ここでの指摘は発生損失モデルにおける金融商品の減損損失の認識が遅すぎるということであった。この指摘に対応するためIASBは、金融商品会計プロジェクトのフェーズ2で議論することとした。

フェーズ2は、当初、アメリカ財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトとして国際的に単一の会計基準の作成を目指し、2009年にIASBは、公開草案「金融商品：償却原価と減損」（以下、ED2009）を公表した。しかし、ED2009にたいするコメントやアウトリーチ活動¹からED2009で提案されたモデルが実務において適用困難であることから、IASBは実務適用が可能な会計基準の開発が必要となった。

本稿は、フェーズ2における会計基準の開発の過程を通して、IASBの会計基準設定における要点の変化とその意味について考察を行うものである。

1. フェーズ2における問題点の整理

サブプライム・ローン問題を契機とする国際的な金融危機への対応として開かれた2009年4月のG20首脳会合での要請をうけて、IASBは金融商品会計プロジェクトをフェーズ1「分類と測定」、フェーズ2「減損方法」、フェーズ3「ヘッジ会計」という3つにわけ改定を行うこととした²。このうちフェーズ2「減損方法」では、G20の要請の1つである発生損失モデルの見直しがとりあげられている。以下では、金融商品の減損が問題とされることとなった経緯およびその問題点についてまとめている。

(1) 金融商品会計プロジェクトの経緯

IASBの金融商品会計基準である国際会計基準(IAS)第39号³は、設定当初の時間的制約等からアメリカ基準を暫定的に用いたこと、2005年EUのIAS適用において一部がカーブアウト(適用除外)されたこと、さらに実務上IAS第39号が複雑で理解が難しいという批判が多かったことなどから問題を抱えた基準であったといえる。

IASBとFASBは、2002年のノーウォーク合意(以下、MoU2002)により両会計基準のコンバージェンスを達成するために協力体制をとることになったが、金融商品についてはMoU2002の項目とされなかった。金融商品会計がIASBとFASBの共同プロジェクトとなるのは、2005年4月のIASB、FASBの合同会議においてであり、そこでは問題点として金融商品会計基準の複雑性がとりあげられ、その原因を混合測定属性モデルにあるという認識から公正価値による単一測定属性モデルを開発することが確認されている⁴。

2006年、MoU2002がアップデートされ、金融商品会計プロジェクトはすでにリサーチ項目であるが議題となっていない項目に分類され、2008年までにデュール・プロセス文書を1つ以上公表することが目標とされた。この成果として2008年3月に、IASBはディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(以下、DP2008)を公表した。DP2008では、共同プロジェ

クト開始時点からの問題意識を踏襲し、金融商品会計基準を複雑にしている問題として測定属性をとりあげ、単一の測定属性として公正価値を用いることで複雑性を低減することを提案した。

しかし、金融危機を契機にIASBの金融商品会計プロジェクトでは、G20からの要請への対応を優先し、政治的な要因を含む会計基準の開発が求められた。2009年4月に金融安定化フォーラム(FSF)により公表された「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」の中で、公正価値会計の適用の検討、貸倒引当金設定方法の見直し(発生損失モデルの見直し)が指摘されたこと、金融危機への対応としてIASBとFASBの共同プロジェクトの一環として設置した金融危機諮問グループ(FCAG)により2009年7月に公表された報告書の中で、発生損失モデルの代替案の検討が提言されたこと、G20より2009年内という早急な対応を求められたことなどから、IASBは金融商品会計プロジェクトについてDP2008を踏襲しつつもプロジェクトを3つにわけて対応することとなった⁵。

このうち、金融危機の対応として求められた貸倒引当金の設定方法の見直しにおいて問題とされたのは、IAS第39号において償却原価で測定する金融資産の減損および回収不能(パラグラフ58～70)における減損の測定および認識であった。

(2) IAS第39号における金融資産の減損損失の認識

IAS第39号において減損の基準が適用されるのは、償却原価で計上されている金融資産、取得原価で計上されている金融資産、売却可能金融資産であり⁶、減損損失を認識するために「客観的証拠(objective evidence)」が必要とされている。IAS第39号において客観的証拠は、当初認識後に発生した1つ以上の損失事象であり、その損失事象が信頼性をもって見積もれる影響を有していることが求められている⁷。また、損失事象の発生の可能性が高くとも(likely)、将来事象の結果として予想される損失は認識しないと⁸。

金融危機対応の中で問題とされたのが、この発生損失モデル(incurring losses model)による減損損失の認識ということであった。IASBはIAS第39

号の審議において発生損失モデルと予想損失モデル (expected losses model) を検討し、予想損失モデルによる減損損失の認識は償却原価モデルと一致しないため、発生損失モデルによると結論づけている⁹。この結果、減損損失の認識に必要なとされる客観的証拠には、可能性のある (possible) または予想される (expected) 将来のトレンド (future trend) は含まれないこととなった¹⁰。

このことについて IAS 第39号の適用ガイダンス E.4.2では、貸付を行った際に過去の経験に基づいて貸付の一定割合が回収されないことが見込まれているという事例をあげ、この場合、貸付時に貸倒引当金の設定をとおして減損損失を認識できないことを示している。

(3) IAS 第39号における金融資産の減損損失の測定

IAS 第39号では、減損損失の測定を図表1のように定めている。償却原価で計上されている金融資産の場合、減損損失は当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローと当該金融資産を当初の実効金利 (effective interest rate) で割り引いた現在価値との差額となる。実効金利について IAS 第39号パラグラフ9において「実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間を通じての、将来の現金支払額または受取額の見積額を、当該金融資産または金融負債の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう」というように定義し、「実効金利を計算する際には、当該金融商品のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積もらなければならないが、将来の貸倒損失を考慮してはならない」としている。

図表1 IAS 第39号における減損損失の測定方法

償却原価で計上されている金融資産	見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の貸倒損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額。
取得原価で計上されている金融資産	見積将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値との差額。
売却可能金融資産	資本性商品の場合は、取得原価と現在の公正価値との差額。負債性商品の場合は、償却原価と公正価値との差額。

（出所：IAS 第39号パラグラフ63～70、あずさ監査法人『ケース・スタディ IFRS の金融商品会計』中央経済社、2011年、65～66頁を参考に筆者が作成。）

適用ガイダンス B.26では、元本 CU1,250（年利4.7%の固定金利、残余期間5年）の負債性商品を CU1,000の公正価値で購入した例をあげ、図表2のように実効金利10%を導いている。

図表2 IAS第39号における償却原価の計算例

年 度	期首償却原価 (a)	受取利息 ($b=a \times 10\%$)	キャッシュ・フロー (c)	期末償却原価 ($d=a+b-c$)
20X0	1,000	100	59	1,041
20X1	1,041	104	59	1,086
20X2	1,086	109	59	1,136
20X3	1,136	113	59	1,190
20X4	1,190	119	1,250+59	-

(出所：IAS第39号、適用ガイダンス B.26)

(4) 発生損失モデルへの批判と予想損失モデルの導入

図表2で示した実効金利の算定問題として、2009年11月にIASBが公表した公開草案「金融商品：償却原価および減損」(以下、ED2009)の結論の根拠BC11において「そのアプローチはその資産の当初測定において予想損失が含まれるが、事後測定で使われる実効金利の決定には考慮に入れられないので内部で整合していない。このことは、損失事象の発生前の期間において、利息収益 (interest revenue) の体系的な (systematic) 過大計上になる」という批判をあげている。

このことは、IAS第39号で用いられた発生損失モデルとED2009で提案された予想損失モデルの違いを表している。つまり、IAS第39号では、当初認識時に回収ができないと見積もられる場合、その見積を考慮することなく実効金利をもとめなければならない。他方、ED2009では、見積回収不能額を考慮した期待キャッシュ・フローによって実効金利が算定されることとなり、そこで算定される実効金利はIAS第39号で算定される実効金利よりも低くなる。また、減損損失の認識時点についても、IAS第39号では客観的な証拠があり、信頼性をもって見積ることができるという要件を満たすまで減損損失を認識できないのたいし、ED2009では回収可能性についての見積の変更(回収可能性の低下)

にともなって減損損失が認識されることとなる。この結果、ED2009の減損損失認識時点は、IAS 第39号よりも早くなり、G20の要請である減損損失の認識が遅すぎるという指摘にこたえるものとなっている。

2. 公開草案「金融商品：償却原価および減損」で提案された予想損失モデル

ED2009では、減損損失を減損日の金融資産の公正価値を参照して測定するアプローチ、景気循環アプローチ(Through-the-cycle approaches)を検討したうえで、発生損失モデルのかわりに予想損失アプローチにもとづくことを決定した¹¹。ここで示された予想損失モデルでは、償却原価は実効金利法を用いて計算され、その際、用いるキャッシュ・フロー情報は期待値(金額と発生確率をかけることにより求められる)であるとされている¹²。

ED2009による減損損失の計算例として、公開草案の一部を構成するものではないという但し書き付きでスタッフの見解が示されている。図表3は、そのうち固定金利金融商品の例を示している。

図表3では、2期末にデフォルト率の見積もりが変更された結果、2期末に減損損失が認識されることになる。このとき算定される減損損失は、デフォルト率変更前の各期の期待キャッシュ・フローを当初の実効金利8.84%で2期末まで割り引いた金額とデフォルト率の見直後の各期の期待キャッシュ・フローを当初の実効金利8.84%で2期末まで割り引いた金額の差額となる。各期における期待キャッシュ・フローは、各期の回収可能と見積もられる率(期待キャッシュ・フロー率)と各期の契約上のキャッシュ・フローを掛け合わせたものとなる。

また、償却原価は期首残高に利息収益(期首残高×当初の実効金利(8.84%))を加算し、キャッシュ・フローを減算したものとなる。(減損損失が生じた場合は、減損損失を減額する)

このようにED2009では、回収可能性についての見積もりの変更によって減損損失が測定、認識されることになる。

図表3 ED2009にもとづく減損の計算例(固定金利金融商品)

期間：5年，固定金利：10%，当初の実効金利：8.84%，元本：10,000×100口=1,000,000
当初のデフォルト率

期間	契約上の キャッシュ・ フロー	1年ごとの デフォルト率	累積値	期待 キャッシュ・ フロー率	期待 キャッシュ・ フロー
0	-1,000,000				-1,000,000
1	100,000	0%	0%	100%	100,000
2	100,000	0%	0%	100%	100,000
3	100,000	1%	1%	99%	99,000
4	100,000	2%	3%	97%	97,020
5	1,100,000	3%	5.9%	94.1%	1,035,203.4

デフォルト率の変更(第2期末)

期間	契約上の キャッシュ・ フロー	1年ごとの デフォルト率	累積値	期待 キャッシュ・ フロー率	期待 キャッシュ・ フロー
3	100,000	2%	2%	98%	98,000
4	100,000	4%	5.9%	94.1%	94,080
5	1,100,000	8%	13.4%	86.6%	952,089.6

償却原価，利息収益，見積もりの変更による利息または損失

期間	期首残高	利息収益	キャッシュ・ フロー	見積もり変 更前の残高	減損損失	期末の残高
1	1,000,000	88,396.06	100,000	988,396.06	0	988,396.06
2	988,396.06	87,370.32	100,000	975,766.38	-67,863.88	907,902.50
3	907,902.50	80,255.00	98,000	890,157.50	0	890,157.50
4	890,157.50	78,686.42	94,080	874,763.92	0	874,763.92
5	874,763.92	77,325.68	952,089.6	-	0	0

(出所：IASB ホームページを参考に筆者作成(閲覧日2013/10/1)
(<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Financial-Instruments-Recognitio/Impairment/IASB-Staff-Examples/Pages/IASB-Staff-Examples.aspx>))

3. ED2009の補足「金融商品：減損」公表後のIASBとFASBの コンバージェンス

2009年12月，IASBはED2009の補足という形で「金融商品：減損」をIASBとFASBの共同で公表した。ED2009の補足は，ED2009の提案がオープン・

ポートフォリオで管理される金融資産への適用が実務上困難であるという指摘に対応したものであった。また、ED2009のコメントに国際的に単一の会計基準を作成すべきであるという意見が多く見られたということから、IASBとFASBのコンバージェンスの足がかりとしての意味あいを含められていた。しかし、実務上の負担の大きさや運用上の問題から提案内容について強い支持を得ることができず、新たなモデルの開発を行うこととなった¹³。

その後、新たに開発された3バケット・モデルにたいするFASBの利害関係者からのフィードバックからFASBは代替的な予想損失モデルの検討を始め、IASBはアウトリーチの結果3バケット・モデルを単純化することとした¹⁴。その後、IASBとFASBは異なる基準案を公表することとなった¹⁵。

4. 公開草案「金融商品：予想信用損失」

IASBは、2013年3月に公開草案「金融商品：予想信用損失」(以下、ED2013)を公表した。ED2013では、適用範囲を償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、ローン・コミットメント、金融保証契約のうち損益を通じて公正価値で会計処理するものではないもの、リース債権とし、これにともない、修正が予定されている基準は、国際財務報告基準(IFRS)第1号、第7号、第9号、国際会計基準(IAS)第10号、第18号、第33号、第36号、第39号となっている。

ED2013は、実務的な負担を考慮して3バケット・モデルを単純化したものとなっており、そこで認識される予想信用損失は実質的に2つの会計処理によることとなる。

(1) ED2013における予想信用損失の認識と測定

ED2013で提案される予想損失の測定方法は、ED2009を基礎としており減損損失は予想信用損失の変動額として認識される。ED2013では、予想信用損失とは信用損失をそれぞれの債務不履行確率(probabilities of default)で加重した加重平均と定義している¹⁶。ED2013のIE2、IE3において、自社で組成した

(originate) 単一の貸付金 CU1,000,000について12ヶ月間に債務不履行の発生確率を0.5%、債務不履行となった場合帳簿価額の25%が失われると見積もったという例をあげて12ヶ月の予想信用損失の測定について説明をしている。この場合の予想信用損失は、契約上のキャッシュ・フローの失われる部分に債務不履行の発生確率を加重したものとして算定され、 $0.5\% \times 25\% \times \text{CU}1,000,000 = \text{CU}1,250$ となる。

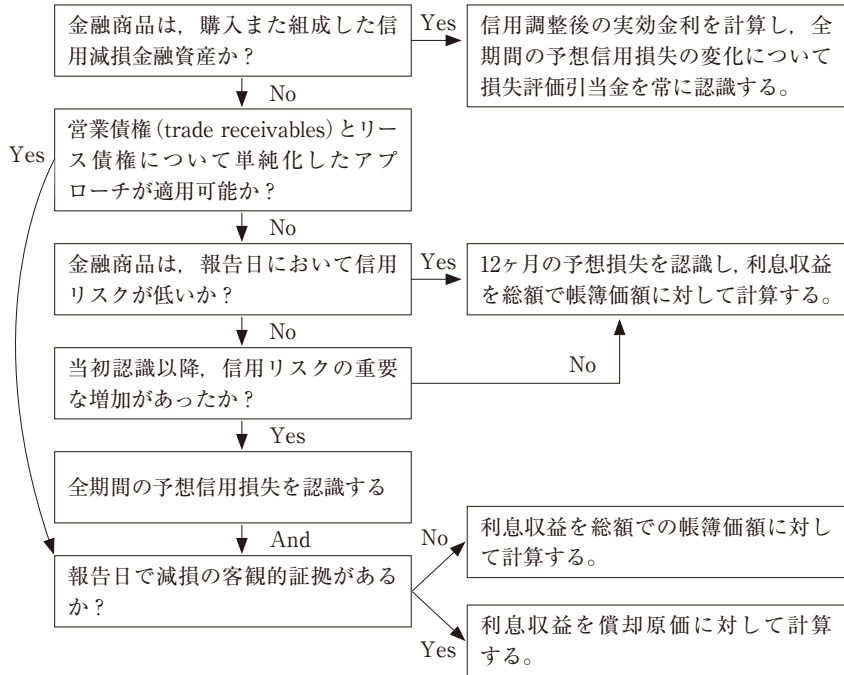
また、この中で述べられる信用損失については、「契約に従って実体に支払われる (due to) すべての元本および利息のキャッシュ・フローと、実体が受け取ると期待しているすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値¹⁷⁾」と定義されている。

ED2013がED2009と大きく異なる点は、12ヶ月の予想信用損失 (12-months expected credit losses) による予想信用損失の測定、認識を認めている点である。ED2013では、信用損失の測定方法として、全期間の予想信用損失と同額で測定する方法と12ヶ月の予想信用損失と同額で測定する方法をあげている。これは、ED2009で提案したモデルが実務において適用するのが困難である¹⁸⁾という指摘に対応するものであり、実務上のコストを考慮した結果である。このため、ED2013で表される予想信用損失は、事象の一部を表すものと事象の全部を表すものが混在することとなった。

12ヶ月の予想信用損失による測定は、信用度が当初認識以降に著しく悪化していない、または報告日において信用リスクが低い金融商品に適用され、報告日において信用リスクが著しく増加している場合には全期間の予想信用損失による測定が行われる。この適用について公開草案の一部を構成するものではないという但し書き付きで図表4のようなフローチャートが示されている。

ED2013における提案は、図表5に示したようにこれまで3バケットと呼ばれていたものを当初認識以降の信用品質 (credit quality) の悪化状況に応じて3つのステージにわけて予想信用損失の認識と利息収益の認識をわけて行うものとなっている。ED2009では実効金利を決定する際に当初の信用損失の期待値を考慮し、予想信用損失の認識と利息収益の認識をわけていなかったが、ED2009にたいするコメントの中でこの方法ではコストがベネフィットを超

図表4 報告日における適用



(出所：IASB, *Exposure Draft, Financial Instruments : Expected Credit Losses*, Mar. 2013, p. 84. を参考に筆者作成)

えるという指摘が多かった¹⁹ことから、実務上の負担を考慮してED2013では予想信用損失と利息収益の認識をわけて認識する分離アプローチ (decoupled approach) に変更されている²⁰。

ED2013では、各ステージ間の移動を認めており、ステージ1からステージ2への移動は、信用リスクの著しい増加がある場合とされ、ステージ2からステージ3への移動は、金融資産が信用減損している客観的証拠がある場合としている²¹。また、ステージ3からステージ2への移動は、減損の客観的証拠がなくなった場合²²、ステージ2からステージ1への移動は、信用リスクの著しい増加がなくなった場合²³とされている。このようにED2013では信用品質の悪化状況だけでなく改善状況も数値に反映させようとしている。こうしたステージ間

の移動は、判断の重要性と作成者の恣意性をともなう可能性があるが、IASBは *faithfully represent* を重視していることがED2013の各所で強調されている。

図表5 ED2013で提案されているモデル

当初認識以降の信用品質の悪化		
→		
ステージ1	ステージ2	ステージ3
予想信用損失の認識		
12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	全期間の予想信用損失
利息収益		
総額での帳簿価額×実効利子	総額での帳簿価額×実効利子	償却原価の帳簿価額×実効利子

(出所：IASB, *Exposure Draft, Snapshot : Financial Instruments : Expected Credit Losses*, Mar. 2013, p6. を参考に筆者作成)

(2) ED2013の問題点

ED2013の問題点として、まず予想信用損失の認識において12ヶ月の予想信用損失による認識があげられる。ED2013では、AV1以下にED2013の公開に反対票を投じたクーパー氏の見解を示している。その中で同氏は、12ヶ月という期間に概念上の根拠がないことや、経済実態を反映できない可能性があることを指摘している。結果としてIAS第39号よりも改善となるが、ED2009には劣ると考えられ、コストとベネフィットの関係が適切ではないと主張している。

この指摘は、*faithfully represent* の問題であるといえる。12ヶ月という期間内の予想信用損失の算定は、IAS第39号よりも早期に減損の認識を行えるという点で改善であるが、そこで表される数値は経済実態を描き出していない可能性があるため、*faithfully represent* となっておらず、また、コストはED2009よりも減らすことができるかもしれない(すべての実体のコストが減るわけではないことはED2013の中で指摘されている)が、経済実態を描き出さない可能性がある情報のベネフィットに問題があり、コストとベネフィットは適切ではないと考えているということである。

こうした意見がある一方で、日本公認会計士協会はED2013へのコメントの中で、ステージ1において全期間の予想信用損失を認識することが *faithfully*

represent ではないという意見をだしている²⁴。また、日本の全国銀行協会のコメントでは、12ヶ月の予想信用損失による認識は、日本における信用リスク管理とそれにもとづく会計処理と概ね整合していることから同意できるが、ステージ1からステージ2への移動の要件である信用リスクの著しい増加を相対的アプローチで判断することには反対するとしている。

IASBは、信用リスクの著しい増加を絶対的アプローチで行うか、相対的アプローチで行うか検討した結果、絶対的アプローチは当初の信用損失の期待値および事後的な期待値の変化の経済的影響に近似しないということから相対的アプローチを選択した²⁵。ここで問題とされたのは、faithfully represent というよりも、絶対的アプローチのために設定される識閾 (threshold) の選択であった。つまり、IASBの主張は、絶対的アプローチでは識閾の選択により経済実態を表さないため、相対的アプローチがfaithfully represent であるとしている。一方、全国銀行協会のコメントでは実際に行っている信用リスク管理の実務と相対的アプローチは整合的でないため経済実態をあらわしていないと考えられる。

情報利用者の立場である日本証券アナリスト協会のコメントでは、12ヶ月の予想信用損失による認識はモデルの構造が複雑でわかりにくく、一般の事業会社が使いこなすのは難しいと考えられ、その結果公表される情報の信頼性が低くなるということを懸念しているという意見が述べられている。

日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) は、ED2013の実務への適用の困難さから、代替的アプローチを提案している。

これらのコメントに共通して述べられていることは、国際的に単一の会計基準を作成することの要望とIASB、FASBいずれの提案も実務上の適用という観点から改善の余地があるというものである。

(3) 財務報告に関する概念フレームワークにおける faithful representation

IASBの概念フレームワーク²⁶では、有用な財務情報の質的特徴として relevance (目的適合性) と faithful representation (誠実な表示²⁷) をあげている。概念フレームワークのQC12では、perfectly faithful representation であるた

めには、「complete」「neutral」「free from error」という3つの特徴をもつことが述べられ、IASBの目的はこれらの特徴を可能な限り最大化することにあるとしている。

また、faithful representationは正確（accurate）であることを意味しないという。つまり、情報利用者に経済実態を描き出すことができるようにするということであり、必ずしも現象との一致を意味していないということである²⁸。

faithful representationは、IASBの概念フレームワークの見直しにおけるフェーズ1の結果として2010年に公表した「有用な財務情報の質的特徴」において、それまで用いられていたreliability（信頼性）から置き換えられた特徴である。2013年7月にIASBが公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し（*A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*）」（以下、DP2013）においても、IASBはこれらの章の内容を根本的に再検討しないとしている²⁹。しかし、DP2013のその他の論点の中でreliability（信頼性）からfaithful representation（誠実な表示）に置き換えたという決定にたいする懸念がのべられ、とくにreliability（信頼性）の他の側面の1つであるprudence（慎重性）を削除したことについてとりあげている³⁰。

IASBがprudence（慎重性）を削除した理由は、neutral（中立性）との間に問題が生じ、ある期の過小表示は次の期の過大表示につながるが多いためであるとしている³¹。prudence（慎重性）を削除したことが懸念としてあげられるのは、未だに多くの人が保守的な会計処理に反対していないということやこの考え方がIASBの基準設定を行う際の決定の多くに反映されているためであるとしている³²。

（4）ED2013におけるfaithfully representの意味

ED2013では、faithfully representと作成にかかるコストとベネフィットが強調されている。上述したようにfaithfully representは、必ずしも経済現象そのものを正確に描き出すということが求められるものではなく、多くの実務慣行の中から一般的に合理化できるものやそうした会計実務に合致しているも

のを描き出すということが含まれている。

ED2013の中で *faithfully represent* が強調され、有用な情報のもうひとつの特徴である *relevance* (目的適合性) が強く示されていない。これは、会計基準形成において情報利用者の有用性よりも作成者のコストとベネフィットを重視した結果であると考えられる。作成者のコストとベネフィットは、基準設定においてまず重視すべきものとして考えられているため、こうした会計基準形成は論理的に問題ないといえる。しかし、作成者のコストとベネフィットを重視しすぎた会計情報は、情報利用者の *relevance* と必ずしも合致しないことから、社会的な合意を得ることが難しくなると考えられる。こうした状況において、*faithfully represent* は、作成者と情報利用者の合意できる点を導き出す役割を果たしていると考えられる。

また、G20への要請に対応するためフェーズ2における会計基準は、金融機関を中心に行われているリスク管理などの会計実務の状況を明らかにする必要があった。こうした経緯から作成された会計基準は、日本証券アナリスト協会のコメントにみられるように、金融機関のように信用リスクを管理している実体にとっては影響が少なく(コストが少なく)かつ実務上 *faithfully represent* な情報を作成可能である一方で、そうでない一般企業には影響が大きく(コストが多く)、モデルの複雑性から *faithfully represent* な情報を作成できない可能性がある。IASBがフェーズ2で作成しようとしている会計基準は、金融機関を対象とした特定目的の会計基準ではなく、一般目的の会計基準である。このため会計基準形成において、作成者間における合意形成が重要な意味をもつ。*faithfully represent* は、金融機関を中心とした会計慣行を一般目的化するという意味で機能していると考えられる。

5. 金融商品会計プロジェクトフェーズ2にみるIASBの会計基準設定の要点の変化

IASBの金融商品会計プロジェクトフェーズ2は、金融商品の減損問題を公正価値ではなく償却原価を基礎に作成されているという点で、IAS第39号か

ら ED2013に至るまでその考え方は一貫しているといえる。IAS 第39号の基準の審議過程において、発生損失モデルと予想損失モデルを検討し、償却原価モデルと整合しないという理由から発生損失モデルによる基準作成を決定したという経緯がある³³。このことは、当時の実務慣行を踏まえるとともに、論理的整合性を重視した結果といえる。その後、金融危機への対応として公表された ED2009においても、発生損失の代替モデルを模索する上で、公正価値に基づくアプローチや景気循環 (through-the-cycle) アプローチについて検討されたが、最終的に実効金利を用い償却原価を基礎とした予想損失モデルを論理的に開発している。

しかし、ED2009にたいするコメント等で実務上適用が困難であるという意見がIASBに寄せられた結果、問題の焦点となったオープン・ポートフォリオで管理する金融資産の減損に限定してED2009の補足を公表した。また、IASBとFASBの共通の解決を見いだすという意味を含めて、ED2009の補足はIASBとFASB共同で公表された。しかし、ED2009の補足における提案に対して両審議会は強い支持を得ることができなかった³⁴。このため、両審議会は新たに3バケット・モデルを開発した。

ED2009の補足以降のIASBの検討状況³⁵をみると、問題の焦点はIASBとFASB共通の会計基準の作成と実務上適用可能な会計基準を開発することに重点がおかれたといえる。しかし、IASBとFASBのそれぞれの利害関係者の意見等から共同プロジェクトとして会計基準の開発をすすめることに限界が生じ、その後、別々に提案を行うということになった。

こうした経緯で公表されたED2013は、ED2009の考え方、3バケット・モデルをもとに作成されているものの、作成者の負担軽減を強く意識したものとなり、結果として、ED2013で算定される数値はED2009で算定される数値よりも論理的根拠が弱いものとなった。このため、IASBはfaithfully representを強調することで論理的補強を行い、会計基準設定の合理化を行ったと考えられる。

このようなIASBの金融商品会計プロジェクトフェーズ2における基準作成上の要点の変化は、G20による要請の影響というだけでなく、それまでの

IASB 主導の論理的な基準作成から情報利用者、作成者といった利害関係者との関わりから会計基準が形成されるという会計基準形成のあり方の変化としてとらえることができるのである。

¹ IASB では、アウトリーチ活動を円卓会議 (round-table meetings) のように正式なデュー・プロセスを補完する活動であるとしている。アウトリーチ活動には、電子メールによるお知らせ (alerts)、組織や代表する団体との個別会合、双方向の質疑応答を伴うライブ・ウェブ・キャスト、審議会会議をまとめたポッドキャスト、インベスター・パースペクティブ (IASB について前アナリストが書いた記事)、オンラインでの投資家やアナリストを対象とした調査が含まれるとしている。

(IASB ホームページ: <http://www.ifrs.org/Outreach-activities/Pages/Outreach-Stakeholder-Communication-Activities.aspx> (2013/10/1閲覧))

² 山田辰己『IFRS 設定の背景－金融商品－』税務経理協会、2013年、441頁によると2009年6月の第93回会議で3つにわけるとを暫定合意されたとしている。

³ IAS 第39号は、現在 IFRS 第7号「金融商品：開示」、IFRS 第9号「金融商品」に置き換えられてきている。しかし、IFRS 第9号は2015年1月1日以降に開始する事業年度に適用されることとなっているため、IAS 第39号が現在適用されている。

⁴ 山田辰己「IASB 会議報告 (第45回会議)」『JICPA ジャーナル』vol.17 No. 7、日本公認会計士協会出版局、2005年7月、89～90頁。

⁵ フェーズ1については、2009年にIFRS 第9号「金融商品」を公表することで一応の完成をみたが、適用は2015年1月1日以降に開始する会計年度とされている。また、フェーズ2、フェーズ3については2009年内に完成することはできなかった。フェーズ2については2009年11月に公開草案、2011年1月に公開草案の補足、2012年3月に公開草案を再公表している。また、フェーズ3については、2010年12月に公開草案を公表している。

⁶ IAS 第39号では、金融商品を①純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債、②満期保有投資 (Held-to-maturity investments)、③貸付金および債権、④売却可能金融資産 (Available-for-sale financial assets) の4分類としている。IAS 第39号を置き換えた IFRS 第9号では、金融資産を事後的に償却原価で測定されるか、公正価値で測定されるかで分類し、金融負債については、損益を通じて公正価値で測定するかどうかで会計処理方法が異なっている。

⁷ IASB, *International Accounting Standard 39, Financial Instruments : Recognition and Measurement*, Mar.1999, amendments in Dec. 2008, par. 59.

⁸ *Ibid.*, par. 59.

⁹ *Ibid.*, BC108-109.

¹⁰ *Ibid.*, BC110.

¹¹ IASB, *Exposure Draft, Basis for Conclusions, Financial Instruments : Amortised*

Cost and Impairment, Nov. 2009, BC25.

(ASBJ 訳, IASB, 公開草案, 結論の根拠「金融商品：償却原価及び減損」, 2009年11月, 参考)

¹² IASB, *Exposure Draft*, 2009, par. 6-8.

¹³ IASB, *Exposure Draft, Financial Instruments : Expected Credit Losses*, Mar. 2013, BC10-11.

(ASBJ 訳, IASB, 公開草案「金融商品：予想信用損失」, 2013年3月, 参考)

¹⁴ *Ibid.*, BC12-13.

¹⁵ FASB は, 2012年12月に会計基準アップデート (ASU)「金融商品－信用損失」を公表し, IASB は, 2013年3月公開草案「金融商品：予想信用損失」を公表している。

¹⁶ IASB, *Exposure Draft* 2013, Appendix A.

¹⁷ *Ibid.*, Appendix A.

¹⁸ IASB, *Exposure Draft* 2013, BC23. では, つぎの3点を ED2009の課題としてまとめている。

(a) すべての金融商品の完全な予想キャッシュ・フロー (full expected cash flows) を見積もること。

(b) これらのキャッシュ・フロー見積もりに信用調整をした実効金利を適用すること。

(c) 予想信用損失の当初見積もりについての情報を維持すること。

¹⁹ 山田辰己「IASB 会議報告 (第124～126回会議)」『会計・監査ジャーナル』vol. 22 No. 12, 日本公認会計士協会出版局, 2010年12月, 39頁。

²⁰ IASB, *Exposure Draft* 2013, BC98.

²¹ *Ibid.*, par. 25, BC99.

²² *Ibid.*, par. 26.

²³ *Ibid.*, par. 10.

²⁴ 12ヶ月の予想信用損失を認識することは *faithfully represent* となるとは述べていないが, 全期間の予想信用損失の認識より経済実態を良く表すという表現をしている。

²⁵ IASB, *Exposure Draft* 2013, BC67.

²⁶ IASB の概念フレームワークは基準ではなく, 基準に優先するものではないため, 概念フレームワークにおける検討が各基準の認識規準を変更する理由とはならない。

²⁷ *faithful representation* は一般的に忠実な表示と訳されている。

²⁸ こうした考え方は, アメリカの財務会計概念ステイトメント第2号における *representational faithfulness* にもみられる。加藤盛弘『現代の会計原則 [改訂増補版]』森山書店, 1987年, 66頁では「信頼性を構成する表示上の誠実性が意味するものは現象との一致であるが, その一致は程度の問題であり, その程度は, 実際には, たとえば, 一般に認められた会計原則に依拠する, ということによって制度的に定められる一致, または専門的な内容をもつ一致である, といえる」という見解が述べられている。

²⁹ IASB, *Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Jul. 2013, par. 9. 3.

(IASB, ディスカッション・ペーパー 「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」, 2013年7月, 日本語訳参考)

³⁰ *Ibid.*, par. 9. 4.

³¹ IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, Sep. 2010, BC3. 28.

(IASB, 「財務報告に関する概念フレームワーク」, 2010年9月, 日本語訳参考)

³² IASB, *Discussion Paper* 2013, par. 9. 20.

³³ IASB, *IAS39*, Dec. 2008, BC109.

³⁴ IASB, *Exposure Draft* 2013, BC10.

³⁵ 拙稿「金融商品会計プロジェクトにおけるIASBとFASBのコンバージェンスの状況」『高知論叢』第105号, 2012年11月, 32~33頁参照。